

標 題 : 公務員連絡会が国家公務員制度担当大臣、厚生労働大臣に要求書提出
発信番号 : 自治労情報2023第0148号
発信日付 : 2023年8月10日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体): 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

公務員連絡会は、人事院報告・勧告が7日に行われたことを受けて、河野国家公務員制度担当大臣、加藤厚生労働大臣に対し、本年の給与改定勧告について、勧告通り実施する閣議決定を行い、所要の法案を国会に提出することを求める要求書(別紙)を提出した。

なお、政府は7日に給与関係閣僚会議を開催したが、引き続き、人事院勧告の取り扱いについて協議していくこととしている。

要求提出の経過は次の通り。

<国家公務員制度担当大臣への要求書提出の経過>

河野国家公務員制度担当大臣への要求書提出は、7日16時45分から行われ、委員長クラス交渉委員が出席した。

冒頭、武藤議長は、次の通り要請した。

- (1) 人事院は、本日、本年の給与に関する勧告・報告を行うとともに、「柔軟な働き方」をはじめとした公務員人事管理に関する報告を行った。
- (2) 本年の月例給については、初任給を始め若手を中心とした引き上げをした上で、そこから改定率を逡減させる形で全職員の俸給表の改定を行うものである。このことは、「若年層における官民の格差解消」や「全職員の月例給の引き上げ」を求めてきた私どもの立場からすれば、課題はあるものの一定評価できるものと受け取っている。
- (3) また、一時金については、期末手当、勤勉手当の双方あわせて0.1月引き上げることが勧告された。この点も、組合員の期待に一定程度応えたものと受け止めているところである。
- (4) その上で、政府におかれては、人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや、国家公務員給与が民間給与に影響する観点を踏まえ、賃上げによる経済の好循環をはかるためにも、本年の勧告通りに実施する閣議決定を速やかに行い、所要の法案を国会に提出することを求めておく。
- (5) 河野大臣におかれては、大臣就任以来、長時間労働の是正や非常勤職員の処遇改善など、公務職場の働き方改革の推進に当たり、リーダーシップを発揮していただいていることに心から敬意を表する。

引き続き、われわれも組合の立場で、労使がともに責任をもって、明るく働きがいのある職場の実現がはかれるように取り組んで参る。是非、これまで以上に、政府との間でも、建設的な議論を行っていきたいと思うとともに、適切な賃金・労働条件の確保や要員の確保にむけて、大臣には、最大限のご努力をお願いします。

これに対し河野大臣は次の通り回答した。

- 公務員の方々が国民全体のために献身的に職務に当たられていることに対し、敬意を表する。
- 本日、人事院から給与改定に関する勧告が提出された。これを受けて、その取り扱いの検討に着手したところである。
- 国家公務員の給与については、国家公務員の労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から、その取り扱いの検討を進めていく。
- その過程においては、皆様方の意見も十分にお聞きしたいと考えている。
- また、フレックスタイム制の見直しについての勧告も行われたところであり、皆様方の意見も十分にお聞きしつつ、必要な対応を検討していく。
- 国家公務員の働き方改革を実現するため、さまざまな取り組みを進めている。また、国会対応業務については、皆様から関係各方面に対して、質問通告の早期化を働きかけていただいております。大変心強く思う。
- 引き続き、現場の実情を含め、皆様からもご提案をいただきながら、前に進めるのでご協力をお願いします。

<厚生労働大臣への要求書提出の経過>

加藤厚生労働大臣への要求書提出は、10日14時10分から行われ、武藤議長、川本副議長、森永事務局長が出席した。

冒頭、武藤議長は、次の通り要請した。

- (1) 人事院は、本日、本年の給与に関する勧告・報告を行うとともに、「柔軟な働き方」をはじめとした公務員人事管理に関する報告を行った。
- (2) 本年の月例給については、初任給をはじめ若手を中心とした引き上げをした上で、そこから改定率を通減させる形で全職員の俸給表の改定を行うものである。このことは、「若年層における官民の格差解消」や「全職員の月例給の引上げ」を求めてきた私どもの立場からすれば、課題はあるものの一定評価できるものと受け取っている。
- (3) また、一時金については、期末手当、勤勉手当の双方合わせて0.1月引き上げることが勧告された。この点も、組合員の期待に一定程度応えたものと受け止めているところである。
- (4) その上で、政府におかれては、人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや、国家公務員給与が民間給与に影響する観点を踏まえ、賃上げによる経済の好循環をはかるためにも、本年の勧告通りに実施する閣議決定を速やかに行い、所要の法案を国会に提出することを求めておきたい。
- (5) 加藤大臣におかれては、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など、官民共通の課題の解決に向けた積極的な対応を求めるとともに、われわれの要求事項の実現に向けて最大限の努力を改めてお願いしたい。

これに対し加藤大臣は次の通り回答した。

- 公務において、様々な業務に日々ご奮闘いただいていることに、深く感謝を申し上げる。
- 本年の人事院勧告では、昨年に引き続き、月例給、ボーナスともに引き上げるよう勧告があったところである。特に月例給の引き上げ額は29年ぶりの水準のものと承知している。
- この人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、さまざまな角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識している。
- 8月7日の給与関係閣僚会議において、国家公務員の給与の取り扱いについて協議が開始された。私としては、国家公務員の労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重するという立場に立った上で、賃上げを新しい資本主義の最重要課題として位置付けており、国家公務員の給与改定は民間給与の水準にもさまざまな影響があること、また、賃金が上昇局面にあることも踏まえ、足下の賃上げの状況も注視しながら、国民の理解を得られるような結論を得るよう、関係閣僚間で誠意をもって検討を進めて参りたいと考えている。